

見直し状況の中間公表の様式

資 格 名	廃棄物処理施設技術管理者
1 見直しのスケジュール	<p>(1) 見直し開始時期 平成13年5月頃</p> <p>(2) 結論予定時期 平成14年1月頃</p> <p>(3) 措置予定時期 平成14年3月</p>
2 見直しの体制	<p>(1) 主管課 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課・産業廃棄物課</p> <p>(2) 責任者の官職氏名 廃棄物対策課長 飯島 孝 産業廃棄物課長 由田秀人</p> <p>(3) 担当人数 6人</p> <p>(4) 見直し方法 行政内部で検討。</p>
3 当該必置資格等に係る過去の指摘及びこれに対する対応	<p>・規制改革委員会「規制改革についての見解」における指摘を踏まえ、下記のとおり対応。</p> <p>(1) 代替手法の導入 近年、環境マネジメントシステムの認証制度が我が国でも浸透しつつあることから、例えばISO14001による環境システムの審査登録を受けている事業所における管理責任者を技術管理者の資格要件を満たす者であると認められるか否かについて検討を行うべきであるとの指摘を踏まえ、今年度検討予定。</p> <p>(2) 外部委託の許容 廃棄物処理施設技術管理者は、各施設の設置者の指揮・監督の下に適正かつ適法に稼働させることが求められるとして、設置者と直接的な雇用関係にある者から選任することとする運用が一部なされているが、設置者との責任関係を明確にした上で、設置者と直接的な雇用関係にないが正当な資格を有する者からも選任することが可能となるよう検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるべきであるとの指摘を踏まえ、廃棄物処理法上、外部委託を禁ずるものではない旨を周知済み。</p>

<p>4 当該必置資格等に係る 制度改正の状況</p>	<p>(1) 改正年度 平成12年度 (2) 改正内容 技術管理者講習に対する大臣認定の廃止 (3) 背景事情 「公益法人に対する検査等の委託に関する基準」(平成8年9月閣議決定)等</p>
<p>5 見直しの基準・視点に 基づく見直しの状況 (1) 基準・視点 【廃止を含め在り方検討】</p>	<p>・該当なし (理由) 廃棄物処理施設の操作には相当程度の知識技能が要求される。また、施設の維持管理が適正に行われない場合には、施設の効率的な稼働及び生活環境保全上に支障を生じるおそれがある。このため、一定の技術的な知識技能を有する者として、技術管理者の設置を義務づける必要がある。</p>
<p>(2) 基準・視点 【代替手法の導入】</p>	<p>・ISO14001による環境マネジメントシステムの審査登録を受けている事業所における管理責任者などが技術管理者の資格要件を満たすものと認めるかどうかについて、検討予定。</p>
<p>(3) 基準・視点 【必置単位、必要人数、資格者の業務範囲の見直し】</p>	<p>・該当なし (理由) 技術管理者は1施設に1名置くことで足り、必置単位等は最小限である。</p>
<p>(4) 基準・視点 【余りにも細分化された資格の統合・拡大】</p>	<p>・該当なし (理由) 廃棄物処理施設の維持管理を統括する制度は他にないため。</p>
<p>(5) 基準・視点 【兼務・統括の許容】</p>	<p>・該当なし (理由) 技術管理者は各施設を適正かつ適法に稼働させるために必要なものであるため、現に稼働している複数の施設について兼任することは認められない。</p>
<p>(6) 基準・視点 【外部委託の許容】</p>	<p>・該当なし (理由) 既に許容されている。</p>
<p>(7) 基準・視点 【必置資格等の性格や位置付けの明確化】</p>	<p>・該当なし (理由) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に定めている。</p>
<p>(8) 基準・視点 【実務経験要件の見直し】</p>	<p>・該当なし (理由) 技術管理者の業務を適切に行うために合理的な実務経験年数を設定している。</p>
<p>(9) 基準・視点 【学歴要件の見直し】</p>	<p>・該当なし (理由) 技術管理者の業務を適切に行うために合</p>

	理的な学歴要件を設定している。
(10) 基準・視点 【試験・講習の実施】	・該当なし (理由) 試験・講習の要件はない。
(11) 基準・視点 【試験・講習の改善等、資格取得要件の改善】	・該当なし (理由) 試験・講習の要件はない。
(12) 基準・視点 【関連・類似資格の統合、乗り入れ】	・該当なし (理由) 関連・類似資格はない。
(13) 基準・視点 【受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表】	・該当なし (理由) 特例措置はない。
(14) 基準・視点 【障害を理由とする欠格事由の見直し】	・該当なし (理由) 欠格事由はない。
(15) 基準・視点 【資格の有効期間又は定期講習の義務付けの見直し】	・該当なし (理由) 資格有効期間及び定期的な講習の義務付けはない。
(16) 基準・視点 【委託先民間団体の多様化】	・該当なし (理由) 行政委託型の試験・講習はない。
(17) 基準・視点 【規制の国際的整合化の視点】	・該当なし (理由) 廃棄物に係る規制の在り方は各国の事情に応じて設定されるべきものであり、国際的な整合性を図ることは困難である。
(18) 基準・視点 【専任規定の見直し】	・該当なし (理由) 専任規定はない。